

Eetoko Katsuragi

KATSURAGI GUIDEBOOK

かつらぎ暮らし

定住支援
施策 2024



田舎だけれど住みやすい。

かつらぎ町での暮らしに役立つ情報をご紹介します。

\ Finding the charm of Katsuragi /

かつらぎ町の5つの魅力。

自然豊かなかつらぎ町から、5つの魅力をご紹介します。

かつらぎ町のええところを知れば、きっとかつらぎ町が好きになるはず。



フルーツ

季節ごとに美味しいフルーツが食べられることから、かつらぎ町は「フルーツ王国」と呼ばれています。



丹生都比売神社

1



世界文化遺産

紀伊国一之宮である丹生都比売神社と高野参詣道町石道、丹生酒殿神社を起点とする高野参詣道三谷坂が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録されています。

2



三谷坂（頬切地蔵）



3

天野の里

天野の里は、わが町自慢の観光スポットの1つ。美しい里山風景と、1000年以上前から残る多くの史跡があります。



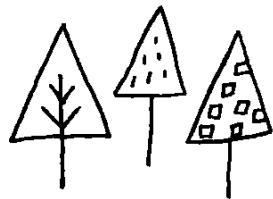
4



串柿の里

四郷の串柿

日本一の串柿の里、四郷地域。10月になり秋が深まると串柿作りが始まります。柿の玉のれんが一斉に吊るされ、山里がオレンジに染まる景色は秋の風物詩です。



5

花園地域

花園地域は、山々が幾重にも重なる自然豊かな場所です。有田川沿いにはキャンプ場が整備され、身近にアウトドアが楽しめる人気スポットです。



CONTENTS

- 1…かつらぎ町の5つの魅力
- 3…かつらぎ町について
- 5…出産・子育て
- 16…仕事・農業
- 18…かつらぎ町での生活

- 19…かつらぎ町で暮らす
- 20…住まい・暮らし
- 23…健康・介護
- 27…かつらぎ町を楽しむ

かつらぎ町について

かつらぎ町公式サイト

豊かな自然と歴史文化・世界遺産とフルーツのまち、
和歌山県かつらぎ町の公式サイトです。
町の行政情報や暮らしに役立つ情報などを発信しています。

■ <https://www.town.katsuragi.wakayama.jp>



かつらぎ町公式LINE・メール

町ではLINE公式アカウントの運用とメール配信をしています。
町の行政情報や災害情報などが届きます。
※LINEとメールの配信内容は同じです。防災行政無線で配信した情報も
届きます。

LINE公式アカウント
@katsuragi-town



かつらぎ町メール
空メールを送信すると、「仮登録完了のお知らせメール」
が届きますので、メール内のURLから登録手続きを行ってください。

✉ t-katsuragi@sg-p.jp



広報かつらぎ

毎月1回広報誌を発行しています。広報誌の配布は、自治区・町内会などの皆さんに
ご協力いただき、各家庭に配布しています。配布希望の方は、各町内会への加入をおすすめします。
加入手続きは自治区長や町内会長にお問い合わせください。
このほか、役場の総務課窓口にも設置していますので、必要な方はお持ち帰りください。
また、町公式サイトにも毎号掲載しています。



バックナンバーはこちら ►





子育てするなら

かつらぎ町

0歳から十八歳まで
切れ目のない支援

充実した健診・教室で母子をサポート

妊娠準備期から保健師が相談に応じています。また、出産後は赤ちゃんとお母さんの心と体の健康のために、健診や教室を開催しています。

こども園・幼稚園 小・中学校 給食費の無償化！

月に5,000円ほどかかる給食費。
3歳から5歳児の給食費及び町内小・中学校の給食費を無償としています。また、町外の小・中学校に通学する児童・生徒に対しても給食費相当額を補助します。

豊かな自然の中で 幅広い学習を

学力を向上させる学習はもちろん、豊かな自然の中で、ふるさとの伝統・文化を学んでいます。また、プログラミング教育など最先端の教育にも力を入れています。

保育料の完全無償化！！

こども園等を利用している0歳から5歳の子どもの利用者負担額（保育料）を無償化しています。

18歳まで 子どもの医療費が無料

風邪やケガなど、子育て中はなにかと医療費がかかります。平成31年度から医療費の補助対象年齢を15歳から18歳に引き上げて、自己負担を全額助成しています。

子育てしながら 働ける環境整備

仕事や用事がある場合でも大丈夫。延長保育や一時保育が利用できます。また、町内には結婚・子育て応援企業があり、企業でも子育てを応援しています。

妊産婦健診等の補助券

19回分無料

妊婦健診 15 回分(歯科を含む)、産婦健診 2 回分、乳児健診・検査 2 回分の補助を受けることができます。

※多胎妊娠の場合は超音波検査 3 回分追加あり。

対象者

妊娠の届出を行った妊婦で、かつらぎ町に住民登録のある方

交付方法

健康推進課窓口で受診票(補助券)を交付します。

内容

問診・診察・血圧測定・尿化学検査・子宮頸がん検診・血液検査・GBS 検査・HIV 抗体価検査・風しんウィルス抗体価検査、妊婦歯科健診、産婦健診、1か月児健診、新生児聴覚検査等を受けることができます。

出産・子育て応援事業

妊婦や子育て世帯に対し、保健師が相談に応じるとともに経済的負担を軽減し、安心して出産、子育てができるようサポートします。

出産応援給付金(5万円)

妊娠届時にアンケート回答と保健師の面談を受けた妊婦さんに、5万円を支給します。

子育て応援給付金(10万円)

保健師による赤ちゃん訪問時にアンケート回答と保健師の面談を受けた養育者に支給します。(赤ちゃん一人につき5万円にかつらぎ町独自助成として5万円を追加し計10万円)

妊婦健診の助成 最大1万円

上記の妊婦健診の補助券以上に費用が発生した場合、実費支払分を一部助成します。(上限 1 万円)

申請方法

妊娠の届出を行った日の 1 年後の日の属する年度の末日までに健康推進課へ申請を行ってください。

必要書類

かつらぎ町妊婦健康診査費助成交付申請書、妊婦診査費支払証明書、医療機関等が発行した領収書

▶お問い合わせ:健康推進課 衛生係

すべての妊産婦・子育て家庭へ 切れ目なく漏れなく対応!

こども家庭センター「SUKU²(すくすく)」開設!

全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対し、母子保健と児童福祉が連携して相談支援を行い、切れ目なく漏れなく対応します。

場所

かつらぎ町保健福祉センター2階

開設日時

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(土日祝・年末年始は除きます)

相談内容

妊娠期から子育て期まで、様々なお悩みなどに対して相談に応じます。
お気軽にご相談ください。

▶お問い合わせ:こども家庭センターSUKU²(すくすく)健康推進課 衛生係内

こんなときは申請を!

◆妊娠したとき

健康推進課で母子健康手帳をもらいましょう。妊娠している方が「妊娠届出書」を提出することで交付されます。

必要書類…マイナンバーカード

(身分が証明できるもの)

◆出産したとき

赤ちゃんが生まれた日を含めて 14 日以内に名前を決めて住民福祉課へ届出ましょう。

必要書類…出生届(出生証明があるもの)、

印鑑、母子健康手帳

低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成事業

低所得の妊婦さんの経済的負担軽減を図ることを目的に、妊娠の診断を受けるために産科医療機関等を初回受診する際に必要な費用の一部を助成します。

対象者

- ①本人と同一世帯に属する方が市町村民税非課税
- ②生活保護受給世帯
- ③20歳未満の方
- ①②③のいずれかに該当し初回産科受診日に、かつらぎ町に住民登録している方

申請先

健康推進課 衛生係

妊娠アクセス支援事業

妊娠健診や出産に要する通院支援として妊産婦 1 人につき 34,000 円を助成します。通院、分娩が終了し、助成申請時にかつらぎ町に住民登録がある妊産婦が対象となります。

産後ケア事業

出産後、体調や育児に不安のあるお母さんが、安心して子育てができるように、①宿泊型②デイサービス型(通所)③アウトリーチ型(訪問)のサービスを医療機関、助産院等で受けることができます。

対象者

かつらぎ町の住民で、産後 1 年以内の産婦及び乳児

利用料

- ①宿泊型は世帯の課税状況による(一部助成あり)。②③は無料

申請先

健康推進課 衛生係

▶お問い合わせ:健康推進課 衛生係

令和4年4月から、 不妊治療が保険適用となりました。

- ✓ 体外受精などの基本治療は全て保険適用されます。
- ✓ 窓口での負担額が治療費※の3割となります。※保険診療の治療費
- ✓ 町の補助制度(一般不妊治療費助成制度)があります。
- ✓ 保険の適用とならない治療について、県又は町の助成制度があります。

一般不妊治療費助成

不妊に悩む夫婦に対し、保険の適用とならない不妊治療(体外受精及び顕微授精を除く。)及び不育治療に要する費用の一部を助成します。

対象(次の要件をすべて満たす方)

- ①夫婦(事実婚を含みます)で、夫又は妻のいずれか一方が和歌山県内に1年以上住民登録されていること
- ②申請日において、本町の住民基本台帳に記載されていること
- ③医療保険各法に基づく被保険者もしくは組合員又はそれらの方の被扶養者であること

申請方法

1年度あたり3万円を限度とし、連続する2年間

健康推進課衛生係へ申請してください。

生殖補助医療先進医療費助成事業（特定不妊治療）

不妊治療については令和4年4月から保険適用となりましたが、保険適用とならない先進医療費について、和歌山県の補助に上乗せして補助を行います。

お住まいの地域の保健所に申請することで、町への申請も同時に行えます。

▶お問い合わせ:健康推進課 卫生係 または 橋本保健所

Welcome to

子育て支援センター「はぐくみ」

子育て支援センター「はぐくみ」は、保護者と子どもたちが“ほっとする居場所”をめざして活動しています。子どもたちのコミュニケーションはもちろん、保護者同士が交流し、育児の不安やストレスを解消できる場を提供します。



EVENT 毎月さまざまな活動をしています♪

育児相談

育児中はみんな悩みがあるもの。子育ての悩みを気軽にご相談ください。

赤ちゃんクラブ「よちよち」

対象年齢/1歳未満

日時/毎月第3月曜日 午前10時～11時

1歳未満の赤ちゃんの遊び場です。保護者同士もお友達になりました。

「おめでとうコーナー」

対象/お誕生日の未就園児

日時/毎月第1、第2金曜日 午前9時～11時30分

お子さんの誕生日の記念に、手形 or 足形を残しませんか。

わくわく広場

日時/毎月第2木曜日 午前10時～11時

製作など楽しい活動がいっぱいです。

なかよし広場

日時/毎月第4水曜日 午前10時～午前11時

子育て講座を開いたり、公園で遊んだり、楽しく交流できる場です。

【子育て支援センター「はぐくみ」について】

場 所 :かつらぎ町保健福祉センター1階

開所時間:平日 午前9時～正午、午後1時～午後4時
土曜日 午前9時～正午

お 休 み:日曜日、祝祭日及び12月29日～1月3日

お問い合わせ:かつらぎ町地域子育て支援センター

詳細は、かつらぎ町HPをご確認ください。

<https://www.town.katsuragi.wakayama.jp/020/020/20180427154626.html>



初めてでも大歓迎!
日曜・祝日・年末年始以外は
開いているので
いつでも気軽に遊びにきて
ください♪



在宅育児手当支給事業 最大30万円

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを安心して生み、育てることができるかつらぎ町を実現するため、「乳児」の保育を家庭で行う保護者に対し、在宅育児手当を支給します。

対象

かつらぎ町に住民登録を有する、乳児を家庭で監護している父母及び扶養義務者

※父母及び扶養義務者が育児休業給付金を受給している場合は対象外です。

※乳児がこども園等に入園した場合は対象外です。

給付額

乳児 1人につき月額 30,000 円

申請方法

教育総務課で随時受け付けます。申請書は教育総務課で配布、またはかつらぎ町 HP でもダウンロードすることができます。

申請期限

対象者となった年度の末日までに申請書を提出してください。申請書の提出がない場合、支給できません。

また、年度をまたいで受給資格がある場合は各年度で申請書を提出する必要があります。

※詳細については、お問い合わせください。

▶お問い合わせ:教育総務課 子育て係

一時預かり事業

保護者の心理的・身体的負担の軽減を目的に、リフレッシュや急用の際に子どもを一時的に預かります。

対象

0歳～就学前の子ども

実施時間

午前 9 時～午後 3 時

施設

◆SnowMom…中飯降 472 番地の 2 (☎0736-22-6459)

※費用など詳細はお問い合わせください。

▶お問い合わせ:教育総務課 子育て係

養育医療費

入院養育を必要とする未熟児に対して、入院治療を受ける場合の医療費もしくはその費用を支給します。

対象

町内に居住する未熟児で医師が入院養育を認めた方

申請方法

健康推進課へ申請してください。 ※所得制限あり

必要書類

養育医療給付申請書、養育医療意見書、世帯調書
誓約書、健康保険証、受給資格証

▶お問い合わせ:健康推進課 保険年金係

小児インフルエンザ予防接種 1人 1,000 円

予防接種費用の一部を助成し、インフルエンザの発症及び重症化並びに感染の拡大を予防します。

対象

生後 6 か月～中学 3 年生

内容

自己負担 1,000 円で予防接種が受けられます。

(1 人につき 1 年度 1 回)

申請方法

かつらぎ町 HP に掲載し、対象者には個別で通知します。

▶お問い合わせ:健康推進課 衛生係

ひとり親家庭医療費

ひとり親家庭で、一定の要件を満たす方の医療費(保険診療分)を全額助成します。

対象

18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの子を扶養する家庭

申請方法(資格登録)

健康推進課へ申請してください。 ※所得制限あり

必要書類

健康保険証、振込先のわかるもの

※その他書類が必要な場合があります。

子ども医療費 無料！！

医療費のうち、県内では保険診療による自己負担額が助成(無料)されます。県外の医療機関等の場合、申請をすれば審査のうえ負担額が返還されます。

対象

0歳～18歳到達後最初の3月31日までの子

※転居・転入・転出・受給者または加入保険の変更があった場合は、健康推進課への届出が必要となります。

▶お問い合わせ:健康推進課 保険年金係

申請方法

健康推進課窓口で申請手続きを行い、受理されると「子ども医療費受給資格証」が発行されます。

医療機関等の窓口で「子ども医療費受給資格証」と「保険証」を提示してください。

おむつ用ごみ袋支給！

3歳未満のお子様のいる世帯に、可燃性ごみ袋(小)を無料で支給します。

対象

3歳未満の乳幼児の保護者

支給枚数

出生日又は転入届出日から3歳の誕生日を迎える月までの月数×10枚

▶お問い合わせ:環境課 環境係

母子の健診・相談・教室が充実！

乳幼児健診

生後4か月、6か月、1歳6か月、3歳6か月の子どもを対象に集団健診を実施しています。

乳幼児健康相談

生後10か月、2歳の子どもを対象に健康相談を実施しています。

股関節検診

股関節異常の早期発見のため、生後3～6か月の間に2回実施しています。

離乳食と食事の指導

離乳食/4か月、6か月、10か月の健診及び相談時に実施。

食事/1歳6か月、2歳、3歳6か月の健診及び相談時に実施。

歯科指導

10か月、1歳6か月、2歳、3歳6か月の健診及び相談時に歯科指導を実施しています。

実施場所:かつらぎ町保健福祉センター

※いずれの場合も、母子健康手帳を持参してください。詳細は、かつらぎ町HPをご確認ください。

<https://www.town.katsuragi.wakayama.jp/020/020/20170328191602.html>

乳児全戸訪問事業

新生児・乳児のいる家庭を保健師が訪問し、成長発達の確認や育児相談を受けています。

子育て広場「すくすく」

乳児を育てる保護者と妊婦を対象に開催しています。原則毎月第2金曜日開催。

赤ちゃん教室

7か月教室「さくらんぼ」

生後7か月児を対象に、ふれあい遊びや絵本の読み聞かせ等、赤ちゃんとの関わり方を紹介します。他の母子との交流の場にもなっています。

原則毎月1回開催。

乳幼児教室「りんごちゃん」

生後10・11か月児を対象に、ふれあい遊びや手あそびのほか、絵本の読み聞かせなど、親子の関わり方を紹介します。原則2か月に1回開催。



▶お問い合わせ:健康推進課 衛生係

保育料の完全無償化！！

「子育てしやすいまちづくり」を推進し、本町独自の支援として、保育施設等を利用している0歳から5歳の子どもの保育料を所得やお子様の人数に関わらず、完全無償化とっています。

対象施設

幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等・障害児通園施設等

※本取り組みは、町独自のものであり、本町に住所を有し、かつ、かつらぎ町から認定(入所の決定)を受けたお子さまに限ります。他の市町村の認定を受け、町内の保育施設等に入所されている方については対象外です。

こども園・幼稚園給食費無償化！ (最大5,500円/月補助)

幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費に対しても町独自で補助を行っています。

対象児童

町内に居住する児童

補助額

月額 5,500 円以内

※児童発達支援センターは月額 7,000 円以内

施設

佐野こども園・三谷こども園・花園幼稚園・聖心幼稚園・児童発達支援センター 等

こども園・幼稚園へ入園するには

年度当初からこども園・幼稚園への入園を希望される方は、申請期間内に入園手続きを行ってください。

申請方法

毎年 10 月初旬に教育総務課、各こども園、各幼稚園で申請書を配布します。または、かつらぎ町 HP からダウンロードすることもできます。申請書類の精査後、申請者には翌年の 1 月頃に内定通知書をお送りします。

途中入園について

定員に空きがある場合、毎月 1 日から途中入園が可能です。申請は、入園希望月の 2か月前から前月 10 日午後 5 時までに行ってください。詳細は教育総務課へお問い合わせください。

かつらぎ町の子ども園・幼稚園

- ◆佐野こども園…住所: 佐野 827 番地の 1
(☎0736-22-6260)
- ◆三谷こども園…住所: 三谷 1650 番地
(☎0736-23-3730)

- ◆花園幼稚園…住所: 花園梁瀬 664 番地の 5
(☎0737-26-0123) ※休園中
- ◆聖心幼稚園…住所: 笠田東 577 番地
(☎0736-22-1336)

◆延長保育・預かり保育

通常の保育に加え、お仕事や、やむを得ない事情でお子さんの保育ができない場合に保育時間を延長できます。

対象児童

保育所部の在園児

延長保育

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 実施時間 | 午後 6 時～午後 8 時 |
| 利用料金 | 午後 7 時まで日額 100 円
午後 8 時まで日額 200 円 |
| 施設 | 佐野こども園・三谷こども園 |

対象児童

幼稚園部の在園児

預かり保育

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 実施時間 | 午後 2 時～午後 4 時 30 分 |
| 利用料金 | 日額 400 円 |
| 施設 | 佐野こども園・三谷こども園・花園幼稚園・聖心幼稚園 |

◆一時保育

保護者の育児疲れやお仕事の事情等により、お子さんを保育できない場合に一時的にお子さんをお預かりします。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 対象児童 | 満 6 か月～就学前の子ども |
| 実施時間 | 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分 |
| 利用日数 | 原則週 3 日以内 |
| 施設 | 佐野こども園・三谷こども園 |

- | | |
|-------------|---|
| 利用料金 | 3 歳児未満 1,600 円/日額
3 歳児 1,300 円/日額
4 歳児以上 1,100 円/日額 |
|-------------|---|

◆体調不良児対応型保育

保育中に発熱・けがなどで体調不良となったお子さんを保護者が迎えに来られるまでの間保育します。

児童手当

中学校卒業(15歳の誕生日後の最初の3月31日)までの児童を養育している家庭に支給される制度です。
国民年金・厚生年金加入者は役場から、公務員の方は勤務先から支給されます。

対象者

中学卒業までの児童を養育している方

申請方法

【新規または児童が増えた場合】

出生や転入から15日以内に届出をしてください。

支給額

【手当の額(1人当たり月額)】

・3歳未満一律…15,000円

・3歳以上～小学生…10,000円(第1子・2子)

“ …15,000円(第3子)

・中学生一律…10,000円

※所得上限を超えた世帯は、支給されません。

児童手当は、令和6年10月から制度が改正される予定です。対象年齢の延長、第3子以降の加算額が増額、所得制限の撤廃、支払月数の変更が予定されています。

▶お問い合わせ：住民福祉課 社会福祉係

児童扶養手当 [県]

ひとり親家庭や父または母が一定の障害にある家庭などに手当を支給します。

対象者

次の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、障害児は20歳までの児童)を監護養育している父、母または養育者
 ①ひとり親家庭の児童
 ②父または母が一定の障害の状態にある児童
 ③DV防止法による保護命令を受けた児童など

支給額

【手当の額(1人当たり月額)】

・1人目…10,740円～45,500円

・2人目…5,380円～10,750円

・3人目…3,230円～6,450円

申請方法

随時受付。所得要件などがありますので、事前にご相談ください。

▶お問い合わせ：住民福祉課 社会福祉係

特別児童扶養手当 [県]

身体や知的または精神に障害がある20歳未満の児童の保護者の方に、手当を支給します。

対象者

次の児童(20歳未満の児童)を監護養育している父、母または養育者

①身体や知的または精神に中級程度以上の障害がある児童

②長期にわたる安静を必要とする病状にある児童

支給額

【手当の額(1人当たり月額)】

・1級…55,350円

・2級…36,860円

申請方法

随時受付。所得要件などがありますので、事前にご相談ください。※認定は和歌山県が行います。

▶お問い合わせ：住民福祉課 障害福祉係

障害児福祉手当 [県]

重度の障害のある児童の福祉の向上を図ることを目的とした手当です。和歌山県から支給されます。

対象者

在宅で20歳未満であって政令で定める程度の重度身体障害児

支給額

【手当の額(1人当たり月額)】

15,690円

申請方法

診断書の提出や所得要件などがありますので、事前にご相談ください。

※認定は和歌山県が行います。

トリプルP 子育てを楽しむための講座

おだやかで効果的なしつけ方や子どもの問題を減らす技術等を学ぶことができます。7週間で5回の講座と2回の個別電話相談を行います。

対象

子どもがいるすべての保護者(定員12名)

講座について

毎年度開催(1クール:7週間で7回)します。
(参加費・テキスト代・保育料がすべて無料)

▶お問い合わせ:教育総務課 指導係

申込方法

参加する旨を教育総務課までご連絡ください。

備考

保育サービスがありますのでお子様連れでも安心です。

青少年指導員及び 少年補導員活動

子どもの安全安心な地域づくりのため、青少年指導員・少年補導員がパトロールやあいさつ運動などの活動を行っています。

主な活動

- ・夜間街頭補導
- ・研修会
- ・町内各行事での補導活動

▶お問い合わせ:生涯学習課 社会教育係

みまもり隊活動

小・中学校ごとに組織し、地域の方々、保護者の方等によって登下校時などの児童の見守り活動を行っています。

主な活動

- ・児童の登下校時の見守りなど
- 普段の生活の中でも、子どもに危険がないか見守り活動を行っています。

かつらぎ町 スポーツ少年団活動

サッカー・野球をはじめ、剣道など様々な競技の団体が所属しており、3歳から15歳まで加入できます。

対象

3歳から15歳の児童

※活動している競技団体や加入方法については生涯学習課までお問い合わせください。

子ども会

さまざまな年齢の子ども達が集団活動を行い、自立した子どもになることを目的として活動しています。

子ども会の活動

キャンプ・クリスマス会など

子ども会リーダー育成

子ども会が子どもにより自主的に運営されるように、リーダーを育成する研修を行っています。

研修会について

小学6年生から中学2年生までの間に研修が3回あります。(小学6年生の研修会については、学校を通じて案内をお渡ししています。)

子ども会への入会方法

地域の子ども会または生涯学習課にお問い合わせください。

▶お問い合わせ:生涯学習課 社会教育係

▶お問い合わせ:生涯学習課 スポーツ振興係

小・中学校はすべて学力向上の実践研究校！

町内小・中学校を学力向上実践研究校に指定し、各校の課題を明らかにし、特色ある取組を研究・実践しています。

かつらぎ町の小・中学校へ入学するには

転入学(町外からの異動・町内の異動)するとき

在学中の学校から必要書類を受け取り、住民福祉課に「住民異動届(転入・転居)」を届出後、教育総務課に申し出てください。

必要書類

在学証明書、転学児童教科用図書証明書及びその他転学に必要な書類

小・中学校給食費の無償化！

町内小・中学校の給食費を無償としています。また、町外の小・中学校に通学する児童・生徒に対しても給食費相当額を補助します。

就学援助

公立小中学生のいる家庭で、経済的な理由でお困りの方に対して、学校での学習に必要な費用の一部を援助します。

対象

町内に在住する、公立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、児童扶養手当を受給中の方や市町村民税が世帯全員非課税の方等。

▶お問い合わせ：教育総務課 総務係

学童保育

保護者の就労などにより、放課後・長期休業等の家庭での保護者不在時に子どもたちが安心して過ごせるよう、学童保育を実施しています。

指定管理者

一般社団法人ひまわりキッズ

施設

- 笠田学童保育施設

笠田東 459 番地の 2 (☎0736-22-6411)

- 妙寺学童保育施設

妙寺 857 番地 (☎0736-22-1399)

対象 小学1年生～6年生

(保護者が労働等により昼間家庭にいない児童)

開設時間

(学校の授業日)放課後～午後6時30分

(学校の休業日)午前8時～午後6時30分

(延長利用)午後6時30分～午後7時

運営事業者

中村 由紀

施設

- SnowMom

中飯降 472 番地の 2 (☎0736-22-6459)

対象 小学1年生～6年生

(保護者が労働等により昼間家庭にいない児童)

開設時間

(平日)放課後～午後6時30分

(土曜日)午前8時～午後2時

(長期休業期間)午前8時～午後6時30分

(延長利用)午後6時30分～午後7時

利用方法

指定管理者・運営事業者へ申請書等の提出が必要です。申請は随時受け付けています。

詳しくは各施設にお問い合わせください。詳細は、かつらぎ町HPでもご確認いただけます。

▶お問い合わせ：教育総務課 子育て係



地域で学習をサポート 子どもの居場所づくり推進事業

地域の各施設で、放課後1人で過ごさなければならない児童を対象に、教員OBや地域住民が児童の学習サポートや大人との交流活動を行っています。

対象

妙寺中学校・笠田中学校区内の小学3年生から小学6年生 ※その他諸条件あり

実施場所

笠田東児童館・中飯降児童館等地域の施設

▶お問い合わせ：生涯学習課 社会教育係

申込方法

毎年4月頃に各小学校を通じて、児童に案内を行います。

児童館

児童厚生員を配置し、遊び・交流の場を提供しています。遊びを通じて児童の心身ともに健やかな育成を図ります。

児童館名	所在地	電話番号	開館日	開館時間
中飯降児童館	中飯降 284 番地の 1	0736(22)8015	平日	13:15～17:00
丁ノ町児童館	丁ノ町 297 番地の 1	0736(22)7831	平日	13:15～17:00
大谷児童館	大谷 147 番地の 1	0736(22)4446	平日	13:15～17:00
四郷児童館	広口 1197 番地	0736(25)0002	平日	14:15～18:00
西渋田児童館	西渋田 61 番地の 1	0736(20)5085	月・火・水・金・土	13:30～17:00
笠田東児童館	笠田東 353 番地の 1	0736(22)4764	平日	13:00～17:00
妙寺児童館	妙寺 445 番地の 1	0736(23)1611	平日	13:15～17:00

※笠田西部児童館・名山児童館・山崎児童館・高田児童館・平沼田児童館は休館中です。

※開館日、時間が変動する場合があります。詳しくは各館にお問い合わせください。

▶お問い合わせ：生涯学習課 社会教育係

ショートステイ (短期入所生活援助事業)

保護者が一時的に病気や出産等のため、家庭で児童を見るのが困難なときに、施設などで一時的に預かります。宿泊を伴うお預かりが可能です。

対象

町内在住の児童または母子

施設

町が指定した和歌山県内の児童養護施設、母子生活支援施設、里親

費用

所得により費用がかか場合があります。

▶お問い合わせ：住民福祉課 社会福祉係

トワイライトステイ (夜間養護事業)

保護者が仕事などのため、平日の夜間または休日に不在となる家庭の児童に、施設で生活指導や食事の提供を行います。午後10時までお預かりが可能です。

対象

町内在住の児童または母子

施設

町が指定した和歌山県内の児童養護施設、母子生活支援施設、里親

費用

所得により費用がかか場合があります。

起業支援補助金 最大500万円

かつらぎ町内に定住し起業する方に、事業に要する経費について補助金を交付します。

対象

町内に移住・居住し、新規起業を行う個人(20歳~50歳未満)または、町内で起業し事業所等を設置する新規法人。

※その他諸条件があります。

補助金額

対象経費の3/4以内(最大500万円)

*別途要件加算あり

申請方法

4月~5月に募集を行います。

詳細はお問い合わせください。

備考

審査委員が申請者を対象に、起業計画書を基にした書類とプレゼンテーションによる審査を行います。

▶お問い合わせ:産業観光課 商工観光係

無料職業紹介所

かつらぎ町役場内に無料職業紹介所を開設し、求人者と求職者のマッチングを行います。

開設日時

時間:(平日)午前8時30分~午後5時15分

※正午~午後1時昼休憩

※土日・祝日・年末年始の閉庁日は除く

場所

かつらぎ町役場産業観光課内

こちらもご利用ください

◆ハローワーク橋本……住所:橋本市東家5-2-5

☎0736-33-8609

◆ハローワーク泉大津…大阪府泉大津市旭町22-45

☎0725-32-5181

▶お問い合わせ:産業観光課 商工観光係

移住者 起業する【県】 (地域課題解決型補助金/ 移住者起業補助金)

地域にある課題を解決する起業、事業承継又は第二創業のための事業費を支援します。和歌山県独自の支援として、補助対象地域に移住して3年以内の方や移住する方にはさらに補助金を上乗せします。

地域課題解決型起業支援補助金(最大200万円)

和歌山県内に居住または移住する方で、県内で地域の課題解決型のビジネスを起業する方(事業承継・第二創業含む)

移住者起業補助金(最大100万円)

移住して3年以内または移住予定の方で、地域課題解決型起業支援補助金の交付決定を受けた方

補助対象地域

かつらぎ町全域

※制度詳細はお問い合わせください。

▶お問い合わせ:産業観光課 商工観光係

移住者 農林水産就業補助金【県】

補助対象地域の支援を受けて移住するまたは移住した60歳未満かつ移住後3年以内の方が農林水産業に就業(独立経営)を支援します。

補助対象者

補助対象地域の支援を受けて移住するまたは移住した60歳未満かつ移住後3年以内の方で、農林水産業に就業(独立経営)する個人

補助金額

最大50万円

補助対象地域

かつらぎ町全域

※制度詳細はお問い合わせください。

▶お問い合わせ:産業観光課 林業振興係

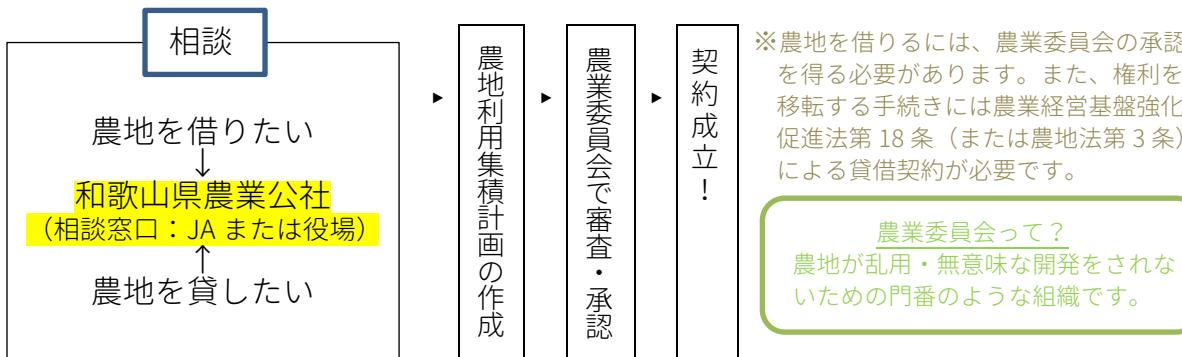
農業を始めるための3STEP

STEP1 農地を借りる

農業を始めるには農地が必要です。かつらぎ町では、和歌山県農業公社（農地中間管理機構）とJA紀北川上や役場などの関係機関が連携し、

農地の貸借のあっせんをしています（無料）。どのような農業を計画しているか、一度ご相談ください。

◆相談窓口：JA紀北川上農業経営課（0736-43-2555）または役場



STEP2 農地を買う

農地を購入する場合、農地法第3条の規定による許可申請書を農業委員会に提出する必要があります。（申請書の受付は毎月行っています。締切は月によって異なります。）

STEP3 支援事業・補助金

各種補助制度や研修制度をうまく利用して、就農に役立ててください。

新規就農者支援

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）[国]

新たに農業経営を開始する方に対し、資金を助成します。（最長3年間）

対象

認定新規就農者（就農時49歳以下）

申請方法

産業観光課までご相談ください。

交付金額

1年あたり最大150万円

※就農時から3年目まで交付します。

▶お問い合わせ：産業観光課 農業振興係

-かつらぎ町での生活-

水道

上水道、簡易水道、飲料水供給施設、
とり水

かつらぎ町の大部分の地域では水道水を利用する
ことができますが、山間部など一部地域には水道は
なく、地域が管理する飲料水供給施設や、とり水が
あります。

新たに水道を引く場合には、町の指定給水装置工事
事業者へご相談ください。

また、加入分担金が高額な地区については、一定要
件を満たせば補助金が交付されます。補助金につい
て、詳しくは上下水道課にお問い合わせください。

【水道をお使いになるとき】

事前に上下水道課に申込みをお願いします。その
際、手数料 1,500 円が必要です。

▶お問い合わせ

- ・上水道、簡易水道に関すること
【上下水道課 総務係／工務係 22-6566】
- ・飲料水供給施設、とり水に関すること
【健康推進課 衛生係 22-0300（代表）】

ごみ

21 種類の分別収集

環境にやさしいまちづくり

家庭ごみの分別収集を推進し、資源化によるごみの
減量と処理経費の節減に取り組んでいます。

【リサイクル補助制度】

- ・生ごみ処理機器購入補助金

コンポスト：上限 3 千円／電気式処理機：上限 3 万円

- ・分別用袋（プラスチック、ペットボトル）を一定枚数無料配布

▶お問い合わせ 【環境課 環境係 22-0300（代表）】

汚水処理

公共下水道、合併処理浄化槽
汲み取り式

汚水処理の方法は、公共下水道、合併処理浄化槽、
汲み取り式があり、地域・場所によって対応できる
方法が異なります。

◆公共下水道…町が運営する下水道に排水をしま
す。使用料等の納付が必要となります。

◆汲み取り式…いわゆるボットン便所。汲み取り費
用が必要となります。

◆合併処理浄化槽…微生物の力を利用して水をき
れいにする設備です。定期的に保守点検・清掃・法
定検査が必要です。

【合併処理浄化槽を設置する場合】

住宅の合併処理浄化槽設置には、補助金があります。
環境課に申請をしてください。

▶お問い合わせ

- ・公共下水道に関すること
【上下水道課 総務係／工務係 22-6566】
- ・合併処理浄化槽、汲み取り式に関すること
【環境課 環境係 22-0300（代表）】

防災

防災ラジオの無償貸与

防災情報や行政情報を受信するための防災ラジオを
各世帯・事業所に 1 台ずつ無償貸与しています。

▶お問い合わせ 【危機管理課 防災係 22-0300（代表）】

通信

インターネット

ほぼすべての地域で光ファイバーを利用したイン
ターネット通信が可能。

※個々の状況により、利用の可否は異なります。

携帯電話

ドコモ、au、ソフトバンク、ほぼすべての地域で
通話可能。

▶お問い合わせ

- 【管財情報課 情報推進係 22-0300（代表）】

交通

JR 和歌山線、コミュニティバス
デマンド型乗合タクシー

主な移動手段は自動車

かつらぎ町での生活には、自動車があれば便利で
す。電車やバスは、都会に比べ本数が少ないので、通
勤や買い物等、車で移動する人が多いです。

【コミュニティバス・デマンド型乗合タクシー】

運賃：大人 200 円 小児：100 円

路線：コミュニティバス 町内 3 路線

デマンド型乗合タクシー 町内 5 路線

▶お問い合わせ 【総務課 総務係 22-0300（代表）】

交通

ふれあいサービス
(花園地区交通空白地有償運送)

花園地区の自宅から各行先（一部有田川町）まで、
かつらぎ町社会福祉協議会花園支所の車で送迎する
サービスです。

【利用料】

片道：300 円 往復：600 円

利用できる人：花園地区住民で事前登録した人
(年齢制限なし)

▶お問い合わせ

- 【住民福祉課 社会福祉係 22-0300（代表）】



かつらぎ町で暮らす

わたくしたちが応援します！

かつらぎ町では、移住推進地域に移住を希望する方の住居探しから移住後のサポートまでを行ってくれる「受入協議会」というものがあります。また、田舎暮らしに関する相談窓口「ワンストップパーソン」を設置し、さまざまな支援・空き家・農地などの情報提供を行っています。

ワンストップパーソン
(企画公室 政策調整係)



天野地域
天野の里づくりの会
会長 谷口さん



御所地域
御所受入協議会
会長 下垣内さん



新城地域
新城定住推進協議会
会長 錬治さん



四郷地域
四喜の会
会長 西風さん



山崎地域
山崎おこし会
会長 井本さん



花園地域
花園夢づくりの会
会長 浦中さん



志賀地域
志賀定住推進協議会
会長 舟戸さん



三谷地域
三谷地区定住推進協議会
会長 森田さん

田舎暮らし体験住宅 3万円／月

町外からかつらぎ町へ移住を検討する方が利用できる賃貸住宅です。町内での暮らしを体験することができます。

入居要件

- ①町内への移住を希望し、町外から転入しようとする方
- ②地域住民と積極的に交流し、地域の自治区活動等へ参加する意志がある方

入居可能期間

1か月以上 12か月未満

申込方法

書類審査及び面接審査を行い、入居の可否を決定します。詳細はお問い合わせください。

◆天野体験住宅

住所:下天野 1042 番地の 2
構造:木造瓦葺平家建(77.60 m²)
設備:エアコン、冷蔵庫、洗濯機



◆四郷体験住宅

住所:広口 1193 番地の 2
構造:木造スレート葺平家建(88.79 m²)
設備:エアコン、冷蔵庫、洗濯機



◆新城体験住宅

住所:新城 753 番地の 2
構造:木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建(195.96 m²)
設備:エアコン、冷蔵庫、洗濯機



▶このページのお問い合わせ:企画公室 政策調整係

桜ヶ丘定住促進住宅

かつらぎ町に定住するために居住する住宅を必要としている方に賃貸している住宅です。

団地名	所在地	間取り
桜ヶ丘【1号館】	佐野 852 番地(北側)	3DK
桜ヶ丘【2号館】	佐野 852 番地(南側)	2K

家賃

【1号館】35,000円/月額(3DK)

【2号館】14,600円/月額(2K)

申込方法

詳細は管財情報課までお問い合わせください。

▶お問い合わせ:管財情報課 住宅係

公的賃貸住宅

田舎暮らしを希望し、住宅を必要としている方に賃貸している住宅です。

団地名	所在地	間取り
北寺団地	花園北寺 95 番地	3DK

家賃

22,000円/月額(3DK)

申込方法

空室があれば随時受付を行っています。

詳細は管財情報課までお問い合わせください。

▶お問い合わせ:管財情報課 住宅係

町営住宅

住居に困っている低所得者の方のために、町が建設し、管理している住宅です。かつらぎ町内には、20団地の町営住宅があります。

主な入居資格

・現に住居に困窮している方

・入居される方の対象所得月額が15万8千円以下の方

(裁量階層の場合は21万4千円以下)

・地方税の滞納がない方

※その他条件があります。

申込方法

詳細は管財情報課までお問い合わせください。

空き家改修補助金 [県]

空き家を改修する際の工事費を補助します。

対象

県外から移住推進地域への移住に際し、空き家を改修しようとする方

補助金額

改修工事にかかる経費の2/3(上限80万円)

(ふすまの張替え、畳の表替え等軽微な修繕等は除く)

申請方法

企画公室までお問合せください。

▶お問い合わせ:企画公室 政策調整係

住宅の耐震診断・補強設計・耐震改修補助制度

住宅の耐震診断の費用を補助(非木造は一部補助)します。また、耐震診断の結果、耐震性が低い建物の改修等の費用を一部補助します。

主な条件

- ・かつらぎ町内に所在する一般住宅
 - ・(木造)平成12年5月31日以前に着工されたもの
 - ・(非木造)昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ※その他条件があります。

申込方法

募集開始時期や募集戸数がありますので、詳細は企画公室までお問い合わせください。

▶お問い合わせ:企画公室 建築契約係

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードがあれば、コンビニ交付が便利です。

取得できる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書

1通 200円

ご利用可能時間

午前 6時30分～午後 11時

▶お問い合わせ：住民福祉課 住民係

ご利用可能店舗

ローソン、セブン・イレブン、ファミリーマート等

(全国マルチコピー機設置店舗)

公民館での証明書交付

交付できる証明書

住民票謄本(世帯全員のもの)、住民票抄本(個人のもの)、印鑑登録証明書、所得証明書、課税(非課税)証明書

必要な持ち物

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・委任状(同一世帯以外の場合)
- ・印鑑登録証(カード)

※印鑑登録証明書の交付を受ける方のみ

交付手数料

1通200円

交付可能日及び交付時間

・火曜日から金曜日

※日曜日、月曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は休館となります。また、土曜日の交付は行っていません。

・午前9時から午後5時まで

※職員が不在の時間もありますので、電話確認してからの来館をお願いします。

▶お問い合わせ

・住民票、印鑑証明に関すること

住民福祉課 住民係(内線2061)

・所得証明、課税証明に関すること

税務課 徴収係(内線2044)

・公民館に関すること

生涯学習課 社会教育係(内線3014)

公民館

「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを目的とし、様々な学習活動と交流の場を提供しています

施設

かつらぎ町には12館の公民館があります。

コミュニティ活動や生涯学習活動(サークル活動、研修会)の場として使用できます。

使用料・使用時間

各公民館によって異なります。かつらぎ町HPをご覧いただぐか、生涯学習課までお問い合わせください。

▶お問い合わせ：生涯学習課 社会教育係

かつらぎ町立図書館

和歌山県内在住の方、かつらぎ町へ通勤、通学している方ならどなたでも本を借りられます。

開館日時 午前9時～午後5時(休館日：月曜)

利用料 無料

本…1人10冊まで、2週間まで貸出可能

視聴覚資料(DVD)…1人1本、1週間まで貸出可能

初めて本・視聴覚資料(DVD)を借りる方

かつらぎ総合文化会館内2階図書館内にある「図書館貸出利用券申込書」に必要事項を記入して受付カウンターへお持ちください。

必要書類

健康保険証・運転免許証など身分の証明できるもの
(町外から通勤・通学している方は、通勤・通学証明書も併せてお持ちください。)

▶お問い合わせ：図書館 0736-22-0303(代表)

かつらぎ公園町民プール

どなたでもご利用いただけるプールです。大人用プールと子ども用プールがあります。

利用時間

午前 10 時～午後 0 時
午後 1 時 30 分～午後 4 時
(休場日: 月曜)

7 月～8 月に開場しています。利用可能な日については、町広報やかつらぎ町 HP をご覧ください。

利用料

無料（小学 3 年生以下は保護者の同伴遊泳が必要）
所在地 所 〒649-7121 かつらぎ町丁ノ町 2527 番地

▶お問い合わせ:生涯学習課 スポーツ振興係

かつらぎ西部公園 パークゴルフ場

日本パークゴルフ協会公認コースです。貸クラブ・ボールもあり、どなたでもご利用いただけます。

利用時間

午前 8 時～午後 5 時まで
受付時間は午後 4 時まで。
(電話: 0736-22-8952)

利用料

・大人: 600 円～1,400 円 / 小人: 300 円～700 円
・身体に障がいのある方、高齢者: 500 円～1,200 円
(ラウンド数や町内・町外利用者によって金額が異なります。)

休場日

毎週月曜日(祝日の場合はその翌日)、年末年始

所在地 〒649-7164 かつらぎ町窪 392 番地の 6

▶お問い合わせ:生涯学習課 スポーツ振興係

健康寿命 日本一宣言！

平成25年9月6日「健康寿命日本一宣言」を行いました。

住民の皆さんご、心身ともに健康で元気に暮らすことができる町を目指します。

健康寿命目標年齢

男性：80歳

女性：85歳

「健康寿命日本一推進計画」

令和4年3月「健康寿命日本一推進計画（第2版）」を作成しました。

計画では、かつらぎ町の健康課題である【運動・食生活・歯の健康】について重点ポイントをおき健康づくりを図ります。医療・保健・教育・福祉等が連携し、子どもから高齢者まですべての年代に応じた健康づくりを進めることができます。

健康寿命って？

日常的に介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に暮らすことができる期間のことで、いくつまで健康に生活できるかということです。

体力づくりフロア「かつらぎ FITNESS」 1回100円

町内にお住まいの方は、1回100円で体力づくりフロア（かつらぎ町保健福祉センター1階）を利用することができます。健康運動指導士があなたに合ったトレーニングで運動指導を行ってくれます。

対象

15歳以上の方（中学生を除く）

申込方法

初めて利用する方は申込が必要です。印鑑、上靴を持ってかつらぎ町保健福祉センター1階にお越しください。

料金

1回100円

開催日

利用時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～12:00		○	○	○	○	○	○
13:00～17:00		○	○	○	○	○	○
18:00～21:00		○		○	○		

▶お問い合わせ：健康推進課 衛生係



理学療法士相談

自宅でのリハビリ方法や介助方法などお悩みの方の相談に応じます。

日 時 毎月第1・第3金曜日

午後1時～5時

日程は町広報に掲載しています。

開催場所 かつらぎ町保健福祉センター1階
(機能訓練室)

申込方法 健康推進課までご連絡ください。

▶お問い合わせ:健康推進課 衛生係

かつらぎ町健康レシピ (大阪樟蔭女子大学連携事業)

栄養学の観点から学生と一緒に健康レシピを作成しました。

内容

- ・減塩レシピ
- ・フレイル対策レシピ など
- ▶クックパッドからご覧いただけます。
「かつらぎ町 公式キッチン」で検索してください。

精神障害者医療費助成

精神障害者の入院に係る医療費の一部を助成します。

対象

精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方

※所得制限等があります

申請方法・詳細

健康推進課までお問い合わせください。

▶お問い合わせ:健康推進課 保険年金係

重度心身障害児者 医療費助成医療費助成

重度心身障害児者の方の医療費を助成します。

対象

身体障害者手帳1級・2級・3級(非課税世帯)、療育手帳A1・A2、特別児童扶養手当1級、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ※所得制限等があります

申請方法・詳細

健康推進課までお問い合わせください。

病気の予防にも力を入れています 各種検診や検査が無償化！！

◆検診・検査 ※検診及び検査について、対象者には受診券を郵送しています。

検診項目	対象	内容	料金
ヤング健診 (集団検診)	20歳～39歳	血液検査、尿検査、身体測定、血液検査	
ヤングミニドック健診 (集団検診)	35歳～39歳	血液検査、尿検査、身体測定、血液検査、心電図、胃がん検診(バリウム検査)、肺がん検診、大腸がん検診	
特定健診	40歳～74歳の町国保加入者	身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査、(心電図)	
後期高齢者健診	75歳以上	血液検査、尿検査、身体測定、血液検査等	
胃がん検診	40歳以上	集団検診：バリウム検査、ピロリ菌検査 医療機関：バリウム検査または胃カメラ検査、ピロリ菌検査	
肺がん検診	40歳以上	65歳以上の方は結核の健康診断を兼ねる	無料
大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査	
乳がん検診	40歳以上	マンモグラフィ(2年に1回)	
前立腺がん検診	50歳以上	血液検査	
子宮頸がん検診	20歳以上	細胞診(2年に1回)	
肺CT検査	50歳～74歳	肺CT検査または腹部CT検査(2年に1回)	
肝炎ウイルス検査	40歳以上	血液検査(受診は生涯1回のみ)	
歯周病検診	40・50・60・70歳	口腔内診査	

▶このページのお問い合わせ：健康推進課 衛生係／保険年金係

◆予防接種

項目	対象	料金
インフルエンザ 予防接種	・65歳以上の方 ・60歳～65歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方	自己負担：1,000円
高齢者用肺炎球菌 ワクチン予防接種	・65歳または70歳以上の方 ・60～64歳、66～69歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方	自己負担：2,500円
帯状疱疹 予防接種	町に住民登録がある50歳以上の方を対象に、任意の予防接種である帯状疱疹予防接種費用の一部を1人につき生涯1回限り払戻申請により助成します。 水痘予防接種1回分のみ上限4,000円、または帯状疱疹予防接種を2回接種した方は1回につき上限10,000円を助成します。	

▶このページのお問い合わせ：健康推進課 衛生係

介護予防

日常生活支援総合事業

要支援者等に対し、要介護状態に陥らないための介護予防施策や生活支援サービスを提供します。

対象者(下記のいずれかにあてはまる方)

- ・要支援認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

申請方法

かつらぎ町地域包括支援センターで基本チェックリストをご記入いただき、基準を満たした方は申請いただけます。

いきいきサロン事業

地域において参加者が主体となって自主的に運営するサロンに対し、介護予防、認知症予防、生きがいづくり及び社会参加を促進する地域の拠点づくりなどの活動に補助金を交付します。サロンに参加してみたい方もお気軽にお問い合わせ下さい。

対象 地域にお住いの方が運営するサロン

助成額

1回あたり2,000円に年間開催回数を乗じた額と300円に年間の延べ参加人数を乗じた額の合計額で、20万円を上限とします。活動内容によって加算あり。

※年間の実支出額と助成基準額を比較し、少ない方の額を助成します。

申請

4月から随時募集しています。詳細は、健康推進課長寿社会係までお問い合わせください。

高齢者等 見守り配食サービス事業

要援護高齢者等が地域で自立した日常生活を送ることを支援するため、お弁当の配達を活用して見守り訪問を行い、安否を確認します。

対象者(下記のいずれかに該当する方)

- ① 65歳以上の要介護または要支援と認定された方で一人暮らしや高齢者のみの世帯または日中独居で安否確認が必要な方。
- ② 要介護または要支援と同程度の身体状況と認められる方で、一人暮らしや高齢者のみの世帯または日中独居世帯の重度身体障がい者及び老衰や傷病等の理由により安否確認が必要な方。

▶お問い合わせ：健康推進課 長寿社会係

申請方法

健康推進課までお問い合わせください。

利用回数

週3回を上限(昼食または夕食のいずれか)

利用料金

450円～

高齢者等 見守りネットワーク事業

認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者等に「見守りシール」を配布し、行方不明になった場合、早期に発見できるように支援します。

対象

町内在住の認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者など

申請方法

住民福祉課までお問い合わせください。

▶お問い合わせ：住民福祉課 社会福祉係

緊急通報システム事業

一人暮らしの高齢者や重度身体障がい者の方が、自宅で急病や事故にあわれた場合に速やかな救援が受けられるよう告知端末を設置します。

対象(下記のいずれかに該当する方)

- ・65歳以上の身体病弱な一人暮らしの方
- ・重度身体障がい者で一人暮らしの方

申請方法

住民福祉課までお問い合わせください。

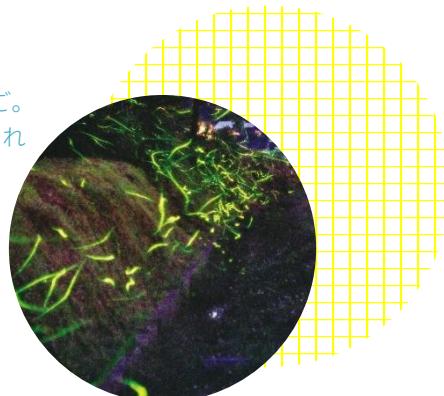
-かつらぎ町を楽しむ-

かつらぎ町には、みなさんに親しまれるお祭りから、四季折々の果物を楽しめる果物狩りなど、様々なイベントがあります。



01 2月～4月
いちご狩り

子どもから大人まで大好きいちご。取ったいちごをスイーツにしてくれる企画もあります。



02 6月
ホタル観賞

かつらぎ町のキレイな川では、ホタルを見ることが出来ます。



03 7月
あじさい開花

町花にもなっているあじさい。花園では 3,500 株のあじさいを見る事ができます。



04 8月
かつらぎ夏まつり

間近で見られる花火は、かつらぎ町ならでは。ぜひ近くで楽しんでください。

05 7月・8月・9月
もも狩り、ぶどう狩り

かつらぎ町のももとぶどうはジューシーで甘い。果物狩りならもぎたてを食べられます。



06 通年 キャンプ

かつらぎ町にはキャンプ場があります。
川遊びをしたあとは BBQ!



09 11月 串柿

秋になると串柿作りが始まり、
軒先に串柿が吊されます。
オレンジに染まる里山の風景は見物。



07

8月・9月

なし狩り

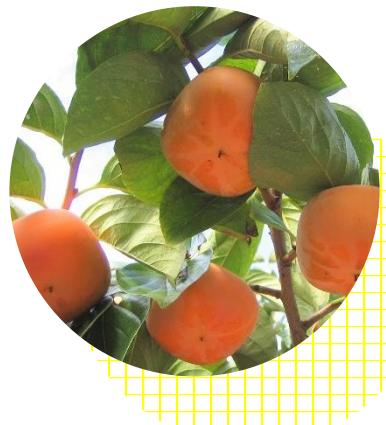
暑い時期に食べる梨は最高。
家族みんなで楽しんでください。



08

9月・10月・11月
栗狩り・みかん狩り

広い広い栗林にはたくさんの栗があります。栗もみかんも甘くて美味しいです。



10

11月
柿狩り

かつらぎ町は日本有数の柿の産地。
いろんな種類の柿を食べ比べてみて
ください。

和歌山県かつらぎ町とは

かつらぎ町は、和歌山県の北東部、高野山のふもとに位置する人口およそ 16,000 人のまちです。

古く万葉集に詠まれた情景や、「紀伊山地の靈場と参詣道」の一部として世界遺産に登録された「丹生都比売神社」「高野参詣道町石道」「高野参詣道三谷坂（丹生酒殿神社を含む）」をはじめとする多くの歴史的・文化的資源に恵まれています。

また、かつらぎ町は、「フルーツ王国」として有名で、柿・桃・ブドウ・梨など、一年中四季折々のフルーツが栽培されている緑に囲まれた潤いと安らぎのふるさとです。



基本データ（令和6年3月現在）

面積 151.69 平方キロメートル

人口 15,537 人

世帯数 7,171 世帯

平均気温（注：）14.8°C

年間降水量（注：）1,464.0 ミリ

注：かつらぎ地域気象観測所の平均値

（1991年～2020年）

ACCESS

どこから	なにで	ルート	所要
東京から	新幹線	東京駅▶(新幹線)▶新大阪駅▶(大阪メトロ御堂筋線)▶なんば駅	4時間30分
	電車	▶(南海高野線)▶橋本駅▶(JR和歌山線)▶妙寺駅・笠田駅	
	飛行機	羽田空港▶(飛行機)▶関西国際空港=関西空港駅▶(JR関西空港	3時間30分
	電車	線・阪和線)▶和歌山駅▶(JR和歌山線)▶妙寺駅・笠田駅	
大阪から	電車	大阪駅▶(大阪環状線)▶新今宮駅▶(南海高野線)▶橋本駅	1時間40分
		▶(JR和歌山線)▶妙寺駅・笠田駅	
	車	大阪▶(近畿自動車道)▶松原JCT▶(阪和道)▶岸和田和泉IC ▶(国道170号・480号)▶かつらぎ町	1時間10分

令和6年4月1日 発行・編集／かつらぎ町企画公室

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

TEL : 0736-22-0300 FAX:0736-22-6432 午前8時30分～午後5時15分